

## ～ 国際研修 ～

### 第 29 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

#### 1 はじめに

2008年8月18日（月）から同月29日（金）まで、第29回ベトナム法整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、主に最高人民裁判所及びバクニン省級人民裁判所の裁判官の中からベトナム側により選定された以下の合計10名である。

バクニン省級人民裁判所所長	グエン・チ・トゥエ氏
最高人民裁判所刑事裁判所副所長	ホアン・ティ・キム・オアイン氏
最高人民裁判所経済裁判所副所長	ブイ・ティ・ハイ氏
最高人民裁判所労働裁判所裁判官	ホアン・ティ・バック氏
最高人民裁判所行政裁判所副所長	ダオ・ティ・スアン・ラン氏
バクニン省級人民裁判所副所長	ファム・ミン・トゥエン氏
最高人民裁判所裁判理論研究所副所長	グエン・ヴァン・クオン氏
ダナン市人民裁判所副所長	グエン・タイン・マン氏
バクニン省級人民裁判所民事裁判所所長	グエン・ヴァン・ヴ氏
バクニン省級人民裁判所事務局副局長	グエン・ヒウ・スオン氏

#### 2 本研修実施の背景

##### (1) ベトナムに対する法整備支援の経緯及び本研修に関連する支援活動

日本は、1994年以降、ベトナムに対して法整備支援を行ってきたところ、これまでの約15年の間にその支援の範囲は非常に大きな広がりを見せており、最近では、国家賠償法、不動産登記法、判決執行法等の法律起草支援のほか、法曹養成支援、裁判実務改善支援その他の様々な活動を並行して進めているところである。そして、当部は、JICAと協力して上記活動を進めてきており、現在は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～）の中で、各種研修の実施等の活動を行っている。

本研修は、上記プロジェクトの活動のうち、ベトナムの最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下「SPC」という。）を主なカウンターパートとし、裁判実務改善を目的として行われている活動に関して実施されたものである。その具体的な活動としては、現在、「判例の普及等に関する活動」及び「パイロット地区における実務改善活動」が進

行中である。

## (2) 判例の普及等に関する活動について

ベトナムでは、従前、最上級審である SPC 裁判官評議会監督審の決定（以下、単に「監督審決定」という。）が非公開とされ、各地の下級審裁判所において監督審決定が参照されずに不統一な法律解釈に基づく判断がされ、上級審により判決が頻繁に破棄されているという問題が指摘されていた。そして、2005 年 6 月の「2020 年までの司法改革戦略について」と題するベトナム共産党中央委員会政治局決議第 49 号において、「判決文の公開化を段階的に実現する」、「判例を発展させる手引を行う」旨の記載がされたことなどを受けて、日本による前記プロジェクトの中で、判例集の編纂や判例の普及等に関する活動の支援が行われることになったものである。この活動の過程では、日本側とベトナム側の共同作業により、2007 年 3 月に「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」が作成された。これは、下級審が監督審決定に従った裁判を行うことの意義や重要性、監督審決定書の内容を改善することの重要性等について詳細に説いた上、モデル監督審決定書を提示するなどした資料である。本研修は、今後ベトナムで「判例の発展」に関する活動を行うメンバー（その中心となる SPC 裁判理論研究所副所長グエン・ヴァン・クオン氏が本研修に参加している。）に対し、改めて日本における判例の活用状況について情報提供し、今後の活動に役立ててもらおうというものである。

## (3) パイロット地区における実務改善活動について

ベトナムでは、SPC を中心として裁判実務の改善に取り組んでおり、前記決議第 49 号においても「司法機関の活動の質、すべての審理公判における当事者主義を向上させる。これを司法活動の突破口とみなす」などの記載がされている。この決議にも触れられているが、従来職権主義的であった訴訟構造が当事者主義的なものに転換する方向性が打ち出され、2004 年に制定された民事訴訟法ではこの方向性に即した規定があるが、裁判現場において様々な問題が生じおり、これへの対応が課題となっている。刑事訴訟法についても、現在、当事者主義的な訴訟構造を導入する方向での改正が見込まれており、今後同様の課題が生じると思われる。そこで、こうした問題への取組として、パイロット地区（ハノイ市の北側に隣接するバクニン省）が設定され、同地区の裁判所を中心に、訴訟運営上の問題点に関する実情調査（セミナーやアンケートなど）が既に行われてきた。現在は、その結果の中から重要な問題点を抽出した上、解決策を検討する活動が進んでおり、その後は、その検討結果を全国に普及する活動へと進んでいく予定である。日本側も前記プロジェクトの中で、このパイロット地区における裁判実務改善活動を全面的に支援し、この活動が進められる過程において詳細な助言を行ってきている。この助言活動は、主に日本の長期派遣専門家が担当しているが、本研修は、パイロット地区で上記活動に携わっている主要メンバー（バクニン省級裁判所の所長以下の幹部ら）に対し、日本における訴訟実務を紹介するとともに意見交換を行い、今後の活動に役立

てもらおうというものである。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修のカリキュラムの概要

当部は、SPCの要望を受け、日本からの長期派遣専門家及び国内でSPC向けの支援を専門に担当している「ベトナム裁判実務改善研究会」とも協議の上、①日本における判例の活用状況、②日本における訴訟実務及び実務改善の方策についての各情報提供及び意見交換を2本柱として、本研修のカリキュラムを組むこととした。

具体的には、①判例の活用状況については、大阪地方裁判所民事部及び東京地方裁判所刑事部において、それぞれ最高裁判所調査官の経験を有する部総括判事に講義及び質疑応答をしていただき、最高裁判所において、最高裁判所調査官及び最高裁判所総務局付に講義及び質疑応答をしていただいた。また、ベトナム裁判実務改善研究会の委員長である村上敬一同志社大学大学院教授（元判事）から、「判例制度について」と題する講義及び質疑応答をしていただいた。

②日本における訴訟実務の実情及び実務改善の方策については、東京地方裁判所刑事部、大阪地方裁判所民事部、京都簡易裁判所民事係において、法廷傍聴等をしたほか、裁判官及び裁判所書記官に説明及び質疑応答をしていただいた。さらに、日本側（前記ベトナム裁判実務改善研究会の委員である井関正裕関西大学大学院教授（元判事）及び塚原長秋弁護士、長期派遣専門家並びに国際協力部教官）とベトナム側研修員との間で、パイロット地区における実情調査を前提として、訴訟実務に関する情報交換、意見交換を行った。

#### (2) 判例の活用状況に関する情報提供及び質疑応答について

ア 日本側（村上敬一教授、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各部総括裁判官、最高裁判所調査官、最高裁判所総務局付）から、日本の判例の活用状況について、概ね以下のような情報提供がされた。

a 日本の最高裁判所は、最高裁判所判例集をはじめとする判例集を編纂しているほか、ウェブサイトにおいても最高裁判所判決や下級審判決を公開している。また、民間の判例雑誌が多数発行されるなどしており、これらの様々な媒体により、最高裁判所判決や下級審判決を広く入手することが可能な状態となっている。

b 下級審の裁判官は、審理の過程で法律解釈が問題になるときは、必ず最高裁判所



判例を調査して当該事案に適切な判例があるかどうかの検討を行い、また、参考となる下級審判決の調査も可能な範囲で行っている。このように、最高裁判所判例は実務において強い影響力を有している。こうした状況があるため、全国の下級審裁判所において、不統一な法律解釈に基づく判断がされることが問題視されるという事態は、一般的には生じていない。

c もっとも、最高裁判所判例について、その示した法的結論が法源となり、後の裁判に対して法的拘束力を有するということが、一般的には否定されており、最高裁判所判例は「事実上の拘束力を有する」と説明されることが多い。そこで、なぜ最高裁判所判例が実務上強い影響力を有しているのか、「事実上の拘束力」の根拠は何かが問題となり、これについては様々な見解があるものの（複数の見解が紹介された）、必ずしも固まった見解があるわけではない。

d 最高裁判所では、15名の裁判官により、年間約1万2,000件の事件が処理されている。これだけの件数を処理する上では、40名弱の最高裁判所調査官が重要な役割を果たしている。調査官が事件記録を精査し、関係法令とその立法理由、判例、学説等を調査し、その結果を裁判官に報告する仕組みになっている。判決書については、最高裁判所の判断が実務上強い影響力を有することが意識され、判断事項が明確になるような形で作成される。

e 最高裁判所裁判官等により構成される判例委員会は、言い渡された最高裁判所判決について、判例集に登載すべきか否かをその重要度に応じて判断する。そして、判決を判例集に登載する際には、冒頭に「判示事項」と「判決要旨」が掲げられ、読者が最高裁判所の判断の根幹部分を知る上での参考とされる。また、事件の調査を担当した裁判所調査官が作成する「最高裁判所調査官解説」も実務上よく参照されている。

以上の日本における実情の紹介のほか、村上敬一教授の講義においては、「判例制度がなぜ必要となるのか」というところから説き起こされ、イギリスやアメリカのように判例に法的拘束力を認める制度と日本における制度との対比にも触れられ、さらに、ベトナムの現状について、「下級審裁判所において法律解釈の不統一が生じている」という問題の根本的な原因は、監督審決定に法的拘束力がないことではなく、監督審決定が下級審の裁判官に行き渡っていないこと、また十分に理解されていないことにあるのではないか」などとの問題提起も行われ、ベトナム側の強い関心をひいていた。

イ 以上の判例の活用状況に関する情報提供等について、ベトナムの研修員からは多くの質問が出された。以下、そのうちの一部をご紹介します。

a 日本で最高裁判所判例はいつごろから強い影響力を持つようになってきたのか。

その過程で、最高裁判所判例にそのような強い影響力を持たせるため、最高裁判所はどのようなことを行ってきたのか。

b 最高裁判所判例の拘束力は事実上のものにすぎないということになると、それぞ

れの下級審裁判所の判断がバラバラになるという心配はないのか。

- c 下級審の裁判官は、審理の過程で法律解釈が問題になると、必ず最高裁判所判例を調査するとのことだが、あまりに最高裁判所判例に依存しすぎているのではないか。
- d 判例に法的拘束力を認める制度は優れているかどうか。判例に拘束力を持たせ、かつ、不変更性を持たせると、社会の変化に対応できないのではないか。
- e 法的拘束力がないのに、下級審の裁判官に強い影響力を持つということは、よほど最高裁判所判決が優れた内容でなければならないと思う。そのような判決書を作成する最高裁判所裁判官とはどういう人たちなのか。
- f 「下級審の裁判官は最高裁判所判例に従わなければならない」旨の規定を置くとした場合、それについてどのように考えるか。
- g ベトナムの裁判に迅速に判例制度を導入するためにはどういうことをすればよいと考えるか。

ウ 以上のとおり、日本側からの判例の活用状況に関する情報提供は、筆者からみて非常に充実したものであり、ベトナム側の研修員の関心にも非常に強いものがあつたように思われた。また、研修員からの質問の内容は、研修が進むに従って高度になっていくように感じられ、有意義な情報提供が行われたのではないかと思われる。

### (3) 日本における訴訟実務の実情及び実務改善の方策に関する情報提供等について

#### ア 裁判所訪問について

- a 大阪地方裁判所民事部においては、民事訴訟の弁論期日、証拠調期日を傍聴したほか、裁判所書記官から、民事事件の訟廷事務についての説明をしていただいた。また、裁判官から、傍聴した事件の概要、前記判例の関係のほか、実務改善のための弁護士会との協議会等について説明をしていただいた。

弁論期日については、短時間に5、6件の事件が次々と処理されていくことに驚いていたようである。また、証拠調期日では、交互尋問を見学してもらい、いずれの期日についても、当事者主義の下、弁護士が十分に準備して期日に臨むことが前提となって進められている旨の説明が行われた。

- b 京都簡易裁判所民事係においては、少額訴訟を傍聴したほか、裁判官及び裁判所書記官から、簡易裁判所における当事者に利用しやすい裁判所を実現するための工夫（受付相談、訴状や答弁書の書式例の交付、手続説明パンフレットの作成、少額訴訟・支払督促・民事調停等の手続）についての説明をしていただいた。研修員らは、大変感銘を受けたようであり、「優れた手続である。ベトナムでも簡易裁判所のような仕組みを作るよう提言したい」旨の感想を述べていた。ベトナムの研修員らも、弁護士の付いていない当事者による裁判をいかに円滑に進めるかについて悩み

を有しているようであり、簡易裁判所における工夫例については共感するところが大きかったようであった。

- c 東京地方裁判所刑事部においては、1回で起訴状朗読から結審まで進む刑事事件を傍聴したほか、裁判所書記官から、刑事事件の訟廷事務についての説明をしていただいた。また、裁判官から、傍聴した事件の概要、前記判例の関係のほか、量刑を行う際の資料、検察官や弁護士会との協力関係（実務改善のための協議会、国選弁護士制度等、裁判員制度導入に向けた模擬裁判等）について説明していただいた。公判前整理手続が導入された旨の説明がされた際には、研修員から起訴状一本主義と抵触しないかとの質問がされていた。大阪地方裁判所民事部においても関心が示されていたが、ベトナムの現状では、民事事件、刑事事件とも第1回期日前に裁判所が事件について詳細な調査を行うため、第1回期日前に詳細な調査が行われない日本の訴訟手続に違和感を覚えるようであり、むしろ、公判前整理手続のような仕組みの方が親しみやすいようであった。

#### イ パイロット地区における実情調査を踏まえた意見交換について

パイロット地区（バクニン省）における実情調査を踏まえた意見交換として、2日間にわたり、日本側とベトナム側との間で協議が行われた。

1日目は、ベトナム裁判実務改善研究会の委員である井関正裕教授及び塚原長秋弁護士をお招きし、長期派遣専門家及び当部教官も加わって、民事手続に関する協議を行った。

午前の部では、ベトナム側から民事手続における現在の問題点について報告してもらった上、日本の民事訴訟についての関心事項を示してもらい、それに回答するという形で進



行した。関心事項としては、「当事者が熱心に訴訟追行しない場合に裁判所がとるべき対応」、「裁判所が当事者以外の者を訴訟に参加させる場合があるかどうか」、「訴えの変更がされた場合に裁判所がとるべき対応」などが挙げられた。

午後の部では、パイロット地区における実情調査を踏まえた意見交換を行った。日本側では、長期派遣専門家を中心に、バクニン省等の裁判官をはじめとする法律関係者を対象とした膨大な量のアンケートの回答を予め分析し、ベトナムの民事手続の中で協議したい事項を幾つか選び出していたところ、ベトナム側の同意を得て、以下の各点について協議を行うこととした。

##### ① 証拠の提出責任、当事者主義の問題

② 訴訟への参加者（「関連する権利義務を有する者」）を巡る問題

③ 緊急保全処分（日本の民事保全手続）を巡る問題

このうち、主な議論についてご紹介すると、まず、①については、アンケートの回答の中で、「ベトナム民事訴訟法では、証拠の提出責任は当事者にあるとされているところ、当事者が訴訟追行に不熱心であったり、訴訟追行能力が不足していたりすることがあり、そのような場合に当事者に証拠提出を任せていては、十分な証拠が提出されず、裁判所が十分に真実発見をすることができない。このような事態が生じるのは、当事者主義に問題があるからであり、これに係る民事訴訟法の規定は改正して（旧来のやり方に戻して）、裁判所による職権証拠調べを許容する規定を設けるべきではないか」とするものが相当数あった。日本側からは、「日本では、裁判所が『釈明権』を用いて当事者に証拠提出を促すことが行われており、ベトナム側でも同様の対処が可能なはずである。当事者主義の下でも真実発見に近づくことは可能である」旨を伝え、活発な議論が行われた。

また、②については、アンケートの回答の中で、「ベトナム民事訴訟法では、『関連する権利義務を有する者』は訴訟に参加させなければならないとされているところ、その範囲が明確でなく、誰を参加させればよいのか分からないという問題や、それに該当する者が所在不明であったり期日への不出頭を繰り返したりするときに訴訟運営が困難になるという問題がある」とするものが相当数あった。日本側からは、「日本では、『固有必要的共同訴訟』に該当するものを除き、当事者以外の者の訴訟への参加が必要不可欠とされることはない。訴訟への参加が必要不可欠な者の範囲を広げすぎると、上記でも指摘されているように訴訟運営が困難になる事態が生じ、ひいては、原告が訴訟により権利を実現することが困難になってしまうのではないか」旨を伝えた。もっとも、この点については、ベトナムでは、互いに関連する事件については、包括的に、一回的に解決すべきという考えが強いようであり、争いある当事者間のみで紛争を解決すればよいとする考え方には、直ちには同調できないといった反応が示された。

2日目は、1日目に引き続き塚原長秋弁護士をお招きし、長期派遣専門家及び当部教官も加わって、ベトナム側との間で、刑事手続に関する協議を行った。

1日目と同様、午前の部では、ベトナム側から刑事手続における現在の問題点について報告してもらった上、日本の刑事訴訟についての関心事項を示してもらい、それに回答するという形で進行した。関心事項としては、「裁判所が、起訴罪名よりも重い罪名で認定すべきと考えたときにとるべき対処法」、「日本の公判期日は数か月に及ぶということであるが、その間、勾留を続けることができるか」などが挙げられた。

午後の部では、1日目の民事手続の関係と同様、予め行っていた膨大な量のアンケートの回答の分析に基づき、日本側からの協議事項を選び出し、ベトナム側の同意を得て、以下の各点について、協議が行われた。

① 裁判所が、起訴罪名よりも重い罪名で処罰すべきと考えたときの問題

② 弁護士認可制に関する問題

③ 証人尋問及び被告人質問の在り方を巡る問題

このうち、主な議論についてご紹介すると、まず、①については、アンケートの回答の中で「ベトナム刑事訴訟法では、裁判所は起訴罪名の範囲でしか処罰をすることができないとされているが、実際に裁判所がそれよりも重い罪名で処罰すべきと考えた場合、それをせずに起訴罪名の範囲内でしか処罰できないのは不合理ではないか」とするものが相当数あった。日本側からは、「不告不理の原則は、被告人に対する手続保障のために極めて重要なものである。起訴罪名の範囲を超える罪名による処罰は行うべきではない。日本では、訴因変更の手続がある。ベトナムでも検察院への記録差戻しの手続を用いて同様の処理が行えるのではないか。」旨を伝え、ベトナム側の今後の検討を待つこととした。

また、②については、アンケートの回答の中で「ベトナム刑事訴訟法では、被告人が弁護士を選任するにつき、手続の進行度合いに応じて、捜査機関、検察院又は裁判所の認可が必要とされているところ、捜査の初期段階で身柄拘束された被疑者が弁護士を選任する際の認可に至る手続の運用に問題があり、弁護士選任に支障が生じている」というものがあつた。日本側からは「そもそも資格ある弁護士が弁護士になる場合について、認可が必要とすること自体に問題がないか。弁護士を捜査の初期段階で迅速に選任できないことは、大きな問題である」旨を伝え、ベトナム側から、この点については、現在改善の試みがされている旨の返答があつた。

以上の民事手続、刑事手続に関する意見交換については、ベトナム側から日本の訴訟実務に関し、多くの参考になる運用を知ることができ、有益であったとの謝辞が述べられたとおり、日本側から充実した情報提供がされ、今後のベトナム側における裁判実務の改善に役立ててもらえるものと思われる。

(4) 日本における知的財産事件の処理に関する講義について

最終日には、それぞれ当部教官及び長期派遣専門家として2007年3月までベトナム法整備支援に深く関わっておられた東京地方裁判所判事関根澄子氏及び同國分隆文氏をお招きし、両判事が所属しておられる知的財産部における事件処理の実情についてご紹介していただいた。知的財産事件においては、次々と最先端の困難な法律問題が生じ、最高裁判所判例や下級裁判所裁判例が



極めて重要な意義を持つことについて、実例を交えてご説明をいただいた。研修員からは、特許権に関する審決取消訴訟（行政訴訟）が「特許庁→高等裁判所→最高裁判所」

というルートをたどり、同じ特許権に関する民事訴訟が「地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所」というルートをとることが目をひいたようであり、この点に質問が多くされた。前記のように、互いに関連する事件は、包括的に、一次的に解決すべきとの考えが強いベトナム側にとっては、やや違和感があったようである。ベトナムでは、今後、行政事件訴訟に関する法律の制定が予定されており、その意味でも、行政事件の処理手続には関心が高かったように思われた。

#### 4 おわりに

本研修でテーマとなった「判例の発展」に関する活動、パイロット地区における裁判実務改善の活動のいずれについても、ベトナムにおける新しい試みであり、日本側としても支援として具体的にどのような活動を行えばよいのか、どの程度まで関わるべきかなどについて、難しい検討を繰り返しながら進んできた面があったように思われる。本研修においては、日本側から多くの皆様に関与していただき、日本における実情紹介を中心としつつ、ベトナムが今後進んでいくべき方向性についての提言も一定程度行っていただいたが、これらについての研修員の関心の度合い、反応をみることも研修の大きな成果であった。今後ますます本格化していく見込みであるベトナムの上記各活動が大きな成果を上げるように、本研修における成果を活用し、長期派遣専門家と協力して具体的な支援活動の検討を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏及び綱川秋子氏、そして、文中で触れさせていただいた方々をはじめ、本研修について多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

## 第29回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	曜日	10:00  12:30	14:00  17:00
8 / 18	月	JICA オリエンテーション	オリエンテーション, 裁判所見学事前説明  国際協力部教官
8 / 19	火	大阪地方裁判所民事部訪問 訟廷事務等の説明等 (民事訟廷副管理官, 民事通常部主任書記官)	大阪地方裁判所民事部訪問 法廷傍聴, 裁判官との意見交換等 (民事部部総括裁判官, 民事部裁判官)
8 / 20	水	京都簡易裁判所訪問 受付等の見学, 簡裁独自の工夫の説明等	ベトナム側発表準備, 資料整理
8 / 21	木	9:50~10:00 民事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換 部長あいさつ 関西大学法科大学院教授 井関正裕 (元判事), 弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官	民事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  関西大学法科大学院教授 井関正裕 (元判事), 弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 22	金	刑事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官	刑事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 23	土		
8 / 24	日	東京へ移動	
8 / 25	月	東京地方裁判所刑事部訪問 法廷傍聴, 法廷見学等	東京地方裁判所刑事部訪問 訟廷事務等の説明, 裁判官との意見交換等
8 / 26	火	講義「判例制度について」 同志社大学大学院教授 村上敬一 (元判事)	12:40~13:40 講義「判例制度について」 同志社大学大学院教授 村上敬一 法総研所長主催 意見交換会
8 / 27	水	最高裁判所訪問 事務局の役割の説明等	最高裁判所訪問 最高裁判所調査官の役割等の説明, 施設見学 等 17:00 ~ 17:20 JICA 表敬
8 / 28	木	総括質疑 (10:00~12:00)  同志社大学大学院教授 村上敬一 (元判事), 長期専門家 中島朋宏,	総括質疑  東京地方裁判所判事 関根澄子, 同 國分隆文 (15:00~17:00), 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 29	金	10:00~11:00 評価会	11:00~11:30 閉講式  14:00~ 資料整理